

令和元年10月9日

保護者のみなさま

島本町立第一小学校長 頼田 和典
島本町立第二小学校長 辻本 堅二
島本町立第三小学校長 中村 りか
島本町立第四小学校長 加藤 武

島本町立小学校における携帯電話等の取扱いについて（お知らせ）

平素は本校の教育活動にご理解・ご協力を賜り誠にありがとうございます。

標記の件につきまして、平成30年6月18日(月)朝の登校時間帯に発生した、大阪府北部地震や相次ぐ非常変災、さらには登下校中の児童・生徒が犯罪被害に遭う事案が全国で発生していること等に対応すべく、児童・生徒の安全を確認・確保する観点から、登下校に限り、児童・生徒が携帯電話等を所持することができるよう、これまでの原則学校への「持ち込み禁止」の方針を「一部解除」することとし、それに伴って、島本町として携帯電話等の取扱いに関するガイドラインを策定しました。基本的な考え方（小学校では一部改訂）は、次に示す通りです。

【基本的な考え方】

- ・原則、学習に不要なものは、校内に持ち込まない（従前通り）。
- ・登下校に携帯電話等を持たせるか否かは保護者の判断。
- ・家を出るときから帰宅するまで、携帯電話等の電源は切った状態またはマナーモードにしておく。
- ・校内での携帯電話等の保管は、自己責任とする。
- ・校内での破損・紛失・盗難等に関して、学校は責任を負わない。
- ・携帯電話等の使用及びマナーに関する責任は保護者が負う。

登下校に関して、児童の通学は徒歩圏内であり、登下校中は安全ボランティアさんや地域の方々の見守りがあります。また、一斉メール配信や登下校時配信メール(有料オプション)の環境も整備しています。

つきましては、「携帯電話等の取扱いに関するガイドラインの基本的な考え方」および「登下校に関する環境や現状」をご理解の上、ご判断いただくようお願いいたします。その上で、災害発生時や犯罪に巻き込まれた（巻き込まれそうな）際の緊急の連絡手段や犯罪の抑止力として、保護者の責任のもと、登下校中の子どもに携帯電話等を所持させたい場合は、以下の手順にしたがって、手続きをお願いいたします。なお、手続きについては、右にある日程以降であっても随時行うことができます。

【手続き】

- ①お子さまの携帯電話等の所持を希望される方は、右の用紙に記入・切り離し、担任に提出してください。
- ②面談実施日程希望表に基づいて、学校から「携帯電話等を所持するにあたっての確認」の面談日程を連絡します（面談者は校長、教頭、首席、生活指導担当者等）。
- ③面談を実施（保護者のみ、来校の際は印鑑をご持参ください）。
- ④保護者と面談を実施後、保護者からお子さまに確認事項の説明、同意ができれば「同意確認書(面談時に渡します)」を担任に提出してください。提出した翌日より携帯電話等の所持ができます。